

<INDEX>

- 1 はじめに
- 2 エコマネーの定義
- 3 エコマネーの歴史
- 4 エコマネーの現状
 - 4-1 政府系エコマネー
 - (1)環境補助金・減税
 - (2)環境 ODA
 - (3)GEF
 - 4-2 民間エコマネー
 - (1)環境 NGO
 - (2)市民バンク
 - 4-3 その他エコマネーに準ずるもの
 - (1)排出権取引
 - (2)エコファンド
- 5 エコマネーの今後の動向
 - 5-1 政府介入の拡大の場合
 - 5-2 政府介入の縮小の場合
- 6 提言
- 7 おわりに
- 注
- 参考文献一覧

1 はじめに

今日、市民・企業・政府・国際機関の各レベルで地球環境保全が叫ばれ、保全活動が盛んになってきた。しかし、これらの活動に必要な資金はどこからどのように流れているのだろうか。我々はこのお金の流れに注目し、エコマネーと名付けた。以下、エコマネーにはどのような流れがあるのかを検証していくと共に、その歴史、現状を比較し、今後の動向を考察することで、環境対策の現状やエコマネーのどこを変えれば環境保全が進むかという政策提言も行っていく。

2 エコマネーの定義

我々はエコマネーを次の3つの条件を全て満たすものと定義した。

1. 環境問題に関わる資金
2. 環境保全^{*1}に ear-mark(使途が限定)された資金
3. 環境献身性がある資金(環境破壊に関する損害賠償などは含まない。)

環境問題とは、UNEP(国連環境計画)によると、オゾン層破壊、気候変動、廃棄物、海洋汚染、水質

汚濁、土壌汚染、熱帯林の減少、生物学的多様性の危機、産業活動と環境の不調和、エネルギー及び資源の枯渇、居住条件、健康破壊その他と具体的に分類されている。これらに関して移転する資金をエコマネーの第一の条件とした。

次に、環境負荷の削減に全く関与しない資金と区別するために、環境問題に関する資金の中から、特に環境保全に ear-mark されたものをエコマネーの第二の条件とした。

第三の条件である環境献身性とは、寄付的なものや本来得られる利益を放棄し、環境に対して良い影響を与えることをいうとした。その為、環境に良い影響を与えたいと考える、資金を提供する側の献身的な意志が明確にされなければならないという理由から環境保全に要する、企業の社会的費用^{*2}はエコマネーではないとする。

3 エコマネーの歴史

エコマネーの歴史は1895年にイギリスで設立されたナショナル・トラストなどの非営利の財団に始まる。当時、産業革命による無秩序な都市化や工業化によって破壊されたイギリスの美しい自然や田園地帯、そして、それらの中に調和を見せていた歴史的建造物の保全を目的に設立された。ナショナル・トラストは、主に保護対象を買い取り、所有することでその目的を遂行した。買い取り資金は活動に賛同する人々からの会員費で賄われた。これが環境寄付金の最初の形態である。なお、アメリカでは1892年に国立公園の保全を目的とした非営利の団体シエラクラブが設立されている。その後エコマネーは第二次世界大戦の後までこうした環境寄付金以外の形態を示すことはほとんどなかった。

戦後、アジア・アフリカ地域で多くの新興独立国が誕生し、発展途上国に対する援助の必要性が先進国で取り上げられるようになった。それに伴い、途上国に対して緩和された融資条件で貸付を行う国際開発協会が1960年に設立されるなど、途上国に対する援助体制が確立されていった。日本に目を移すと、1954年には戦後賠償として日本で初めて ODA 拠出が行われた。1960年代に入ると援助形態は戦後処理を主眼とするものから転換を始め、62年の OECF(海外経済協力基金)^{*3}の設立を経て、69年に無償資金協力や円借款^{*4}が行われるようになる。1974年には JICA(国際協力事業団)^{*5}が設立され、

日本政府による国際的環境保全協力体制が確立された。但し、これらの援助は開発の為のものであることが多く、環境保全は1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議以降、重要項目となっていく。

また、先進国で公害が深刻化し、様々な規制ができたのが1970年代であるのに対し、日本においては、1950年代に、産業の発展とともに四大公害問題をはじめとする公害が社会問題となった。その対策として1965年に公害防止事業団^{※6}が設立され、公害防止の設備投資や土壌汚染対策などを行う企業や自治体に有利な長期・低利での融資事業を行った。これが日本の環境補助金の始まりである。そして現在に至るまでに、NGO事業補助金、NGO農林業協力事業補助金や太陽光発電の購入に対する減税措置など多岐にわたっている。

近年においては、環境問題の解決に向けて取り組む企業に限って融資をするドイツのエコバンクに影響を受けた市民バンクが日本で1989年に発足した。

他方、1991年に郵政省が始めた国際ボランティア貯金は1999年度予算では12億円が海外で活躍する日本のNGOに対して寄付され、そのうち7.7%が環境保全にear-markされている。

更に、我が国でも1999年に本格的なエコファンDが発売され、数年先には排出権取引が控えており、エコマネーを取り巻く環境は刻々と変化している。

4 エコマネーの現状

4-1 政府系エコマネー

(1) 環境補助金・減税

地球環境保全に寄与する事業・活動に対し、政府もしくは政府系機関が補助金や税制上の優遇措置を行っている。このことに関して我が国の例を取って説

明する。

①環境事業団

環境事業団は国の特殊法人で、大きく分け3つの環境保全事業を行っている。

a. 建設譲渡事業

公害防止・環境保全対策を計画している企業や地方公共団体などの申し込みを受けて施設を建設し、長期・低利で譲渡する事業

b. 融資事業

公害防止施設など環境負荷軽減装置の設置や建設を計画している企業や地方公共団体に、その資金を長期・低利で融資する事業

c. 地球環境事業

民間団体の環境保全活動に必要な助成金を交付し、活動基盤強化のために必要な研修の実施や情報提供を行う地球環境基金事業と、環境事業団が保有する技術やノウハウを開発途上地域の環境保全の為に提供する環境情報海外提供事業からなる。

1998年度の事業計画では上記3事業は総額で696億円となっている。(内訳:建設譲渡事業316億円、融資事業363億円、地球環境事業17億円)

地球環境基金^{※7}は国からの出資だけでなく広く国民や企業から寄付を募っており、基金の運用益が民間団体などへの助成金に当てられている。この基金は、環境事業団が定める助成対象活動^{※8}に限定して、事業に必要な資金の助成を行っている為、民間団体の組織の維持に必要な人件費などには助成が十分になされていないという問題点も残る。

②国際ボランティア貯金

国際ボランティア貯金制度とは、郵便貯金の預金者が利子の20%^{※9}を寄付することを郵政大臣に委託し、郵政大臣が民間海外援助団体の申請を受けて、開発途上地域の住民の福祉向上に寄与すると判断された事業(環境保全事業も含む)に寄付金を配分する制度である。この援助制度には援助先と援助項目について厳格な規定がないため、民間団体のニーズに合わせて柔軟に配分されており民間団体に歓迎されている反面、開発援助などの環境保全以外の分野への寄付金が環境に悪影響を与えている場合があるといった批判もある。表1は寄付金全体額及び環境保全分野への配分額を示している。ここ最近は金利の影響もあって額にばらつきがあるものの、総額の10%前後が国際ボランティア貯金から環境保全分

野に配分されている。

表 1 環境保全分野への寄付金の配分額

(単位：100万円)

年度	全体	環境保全
1996	1,575	179
1997	1,061	118
1998	1,242	125
1999	1,180	91

出典) 郵政省ホームページ

③NGO 事業補助金^{*10}

この補助金は、日本の NGO による海外での開発協力事業（植林などの環境保全事業を含む）を支援するために 1989 年に導入され、事業費の 2 分の 1 を上限として政府（外務省）が補助するものである。1992 年度の実績は、補助総額 3 億 4000 万円のうち環境保全事業に対しては 2340 万円が補助され、以後現在まで、少しずつではあるが毎年増加している。しかし、援助対象が NGO の行う特定の実践活動に限定されている為、本来幅広い環境保全活動を行う NGO の組織の自主性、自立性を歪めているという問題点が残る。なお、この NGO 事業補助金は、統計上、次節で述べる環境 ODA に含まれる。

④草の根無償資金協力

草の根援助とは、開発途上国の地方公共団体や研究・医療機関、開発途上地域で活動する内外の NGO などが実施する比較的小規模な事業に対して、日本の在外公館が直接資金援助するものである。しかし、このうち環境保全に ear-mark されている事業にいくら流れているかは特定できない。

⑤その他の補助金

上記以外でも日本国内に限ってみると、省エネルギー・新エネルギー設備導入の為にインセンティブを増大させるために、太陽光発電装置の設置や低公害車の購入にあたって、政府もしくは地方公共団体から補助金が支給されている。

⑥減税措置

地球環境保全に寄与する事業・活動に対する優遇政策としての減税措置には以下のようなものがある。

a. 「法人税、所得税」減税

環境保全の為に設備投資に対する税額控除や特別償却措置

b. 「固定資産税」減税

低公害車用燃料等供給設備にかかる課税標準の特例措置

c. 「特別土地保有税」減税

低公害車用燃料等供給設備に対する非課税措置の延長

d. 「自動車取得税」減税

低公害車にかかる特例措置

最後に、環境保全対策としての補助金・減税措置は、汚染者を優遇することになり、当該産業からの退出を阻止し、全体としてその産業の汚染物質の排出量を増大させる可能性がある。また、この補助金・減税は国際貿易を歪めるという点で、OECD 諸国で採用している汚染者負担原則^{*11} に反していることを付け加えておく。

(2) 環境 ODA

ODA(Official Development Assistance=政府開発援助)の環境分野における活動を特に環境 ODA と呼ぶ。これは主に先進国各国がそれぞれ途上国に対して環境保全を目的に資金を提供するものである。以下、我が国の例を取って述べていく。

環境 ODA の定義は、国際的に定まったものではなく、各国が独自に定めている。

日本は、次の 5 分野に分類している。

- ①居住環境（上・下水道、都市衛生、水資源開発等）
- ②森林保全（林業を含む）
- ③公害対策（大気汚染、水質汚濁等）
- ④防災
- ⑤その他（自然環境保全、環境行政を含む）

環境 ODA は、予算段階でその枠があるわけではなく、年度終了時に該当するものを抽出し、額を集計している。我が国の環境分野の援助活動での二国間分野別実績については表 2 の通りである。

表 2 環境 ODA の二国間分野別援助実績

(単位：億円)

年度	居住環境	森林保全	公害対策	防災	その他
1992	1,663(58.2)	180(6.4)	302(10.8)	546(19.5)	37(1.3)
1993	1,374(60.3)	169(7.4)	391(17.2)	136(6.0)	48(2.0)
1994	1,128(66.9)	87(5.2)	362(21.5)	58(3.4)	52(3.1)
1995	1,296(54.9)	252(10.7)	183(7.7)	453(19.2)	176(7.5)
1996	2,803(62.9)	372(8.3)	609(13.6)	429(9.6)	266(5.9)
1997	993(43.3)	223(9.8)	345(15.1)	384(16.8)	341(14.9)

参考) ODA 白書 1998

注) 1. 有償、無償、技術の合計値であり、マルチ^{*12}は含まれない

2. () 内は、同年度の環境 ODA に占める割合

3. その他には、自然環境、環境行政、海洋汚染を含む

1991 年以降、日本の ODA 支出は世界最大となり、92 年は総額 2802 億円（うち環境 ODA は 16.9%）、96 年には総額 4632 億円（同上 27.0%）にも登った。しかしその後、予算の伸びの低下、国際機関への拠

出の延期により減少し、援助疲れが伺える。また、日本の ODA の特徴として、他国に比べて有償資金協力が無償のものより多いことが挙げられる。93～94 年での DAC(開発援助委員会)^{*13}の贈与(無償資金・技術協力)の割合が平均 77.1%であるのに対し、日本は 46.6%にとどまっている。また、国民 1 人当りの負担額が低く、96 年のデータ^{*14}によれば、デンマークが日本の 4 倍で 333.7 ドル、ノルウェーが 300 ドルであり、日本は 12 位の 75.2 ドル、アメリカは 34.3 ドルにしかすぎない。それでも ODA といった政府レベルではなく、NGO を通じた援助を各個人が行っておれば別の評価が可能だが、途上国支援の弱さは歴然としている。

その他にも、援助国が最貧国ではなく大部分が東南アジア諸国であり、しかも、多くが「ひもつき援助」であること、逆に環境破壊や住民の移転を伴う場合があることが問題点として挙げられる。

(3) GEF

以下、主に先進国の国際機関に集まる環境保全に関する資金について述べていく。

GEF(Global Environment Facility=地球環境ファシリティ)は、地球環境を保全し被援助国の持続的な経済成長を促進するプロジェクトやプログラムに対し補助金や特別の資金を供給する。この資金はもともと 1991 年に試験的なプログラムとして開始され、当時、気候変動、生物多様性、国際水域、オゾン層破壊という 4 つの重点分野に資金を提供した。その後、1994 年に同様の条件で再構築され、20 億ドルが補充された。1995 年から本格的に GEF が始動した。

その活動は、主に UNDP(国連開発計画)、WB(世界銀行)、UNEP により分担されている。各機関の役割としては、WB は GEF の事務局を設け、プログラムの受託の役割を果たし、投資プロジェクトを管理する。UNDP は、技術援助、対処能力の向上、プロジェクトの作成の責任を負う。UNEP は、政策枠組みが既存あるいは今後の条約や議定書に即したものになるよう、科学技術諮問パネルの事務局を支援し長期的な計画において役割を果たす。

GEF の組織は Assembly(総会)、Council(評議会)、Secretariat(事務局)からなり、加盟国は 165 国以上で 32 国の代表による委員会によって統治されている。3 年に一度全ての参加国の代表者からなる

Assembly が開催され、全般的な方針を決める。また、半年に一度 32 国の代表者からなる Council が開かれ、GEF の資金の使途について話し合う。代表の 32 国は、GEF の融資受託国である途上国が 18 国、援助国である先進国が 14 国である。融資の決定は、Council 出席者の総意が基本であるが、不可能な場合は、両者の代表者の 60%の賛成が得られれば承認される。

GEF の資金は先進国による ODA や IDA(国際開発協力会)などによる援助、WB による低利融資、寄付からなる。資金援助を受ける為に、援助希望国は気候変動枠組条約もしくは生物多様性条約に加盟しなければならない。また、GEF は NGO とパートナーシップを持ち、仕事を委託しているので援助国はそれら NGO の意見を取り入れなければならない。

表 3 は、GEF の重点分野別における援助実績を表したものである。

表 3 GEF の重点分野別援助実績

(単位: 億ドル)

	1991～95.1		1995.2～97.6		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生物多様性	58	332	39	253	97	585
地球温暖化	41	259	54	347	95	606
国際水域	12	118	7	62	19	180
オゾン	2	4	9	109	11	113
その他	3	20	5	90	8	110
合計	116	733	114	861	230	1,594

出典) GEF ホームページ

問題点として以下の 3 点が挙げられる。第一に、GEF の科学技術的基準では環境破壊への応急処置にすぎないプロジェクトが計画され、その根本にある環境悪化の原因を無視してしまうこと。第二に、焦点を当てている環境分野は南の国々の重大な環境問題を代表していないこと。第三に、各機関にそれぞれの開発戦略があり、そのため GEF の新たな開発モデルを構築する事が難しいことである。

4-2 民間エコマネー

(1) 環境 NGO に関する資金

日本の環境 NGO の実数を把握することはきわめて困難である。文献等で確認できたもので 9465 団体、実際にはこの数倍の団体が存在すると考えられる。

日本の環境 NGO の活動分野は多岐にわたる。『環境 NGO 総覧 1996』によると、日本の環境 NGO の 50.3%がリサイクルや廃棄物、45.0%が自然保護、43.3%が環境教育、37.4%が消費生活、36.9%が水環境保全に関わる活動に従事しているとある。

予算の規模は欧米の環境 NGO に比べ小さく、95年に日本環境協会が環境 NGO1000 団体に対し行った調査によると、地域的な活動を行う団体の 6 割以上が予算 100 万円未満、国内全域、また国際的に活動する団体でも予算 5000 万円を超えるものは 5 割程度である。多くの団体が資金不足に悩み、常勤有給のスタッフもいない状態で活動しているのが現状である。

日本の NGO の財源には寄付金、会費、事業収入、民間団体からの助成金、4-1 で述べた NGO 事業補助金、国際ボランティア貯金、政府からの委託金などがある。『NGO データブック 1996』によると、調査対象 247 団体の年間総収入 185 億円のうち、寄付金、会費、事業収入などの自己財源の割合が最も高く約 120 億円で 7 割近くをしめる。このデータは環境以外の NGO も含むものであるが、財源の割合は環境 NGO のそれと大きな差はないものと考えられる。ただ調査対象からはずれた規模の小さな団体においては寄付金、会費の割合がより高くなると想像される。(財)地球人間環境フォーラムを例にとると、1994 年度の総収入約 7 億 2000 万円のうち、寄付金収入が約 1 億 4000 万円、会費が約 5400 万円、事業収入が約 4 億 9000 万円と自己資金の割合が高く全体の 9 割を超える。この団体は総収入の規模からみて日本の NGO の中では相当大きな部類に入りますが、やはり会費、寄付金が大きなウェイト占めていることが分かる。

以上日本の NGO について述べてきたが、次に海外の環境 NGO の例として、グリーンピースを挙げる。グリーンピースは世界各国に拠点を持ち、生物多様性、気候、原子力など様々な分野でのキャンペーンや、それに伴うメディア活動を行っている。団体の財政規模は膨大なもので、グリーンピース全体の総予算は 1997 年度で約 1 億 2000 万ドル、アメリカ支部だけでも 1800 万ドルにもなる。日本の環境 NGO の予算規模との差は歴然である。

他の先進国に比べ日本の環境 NGO が育たない背景の一つとして、日本には NGO への税法上の優遇措置が充実していないことが挙げられる。他の先進国の例としてアメリカを挙げるが、アメリカでは NPO であれば殆どの場合租税控除を受けられる。そして NPO の中でも公益性の高い法人は被寄付控除も認められる。この被寄付控除は寄付者が寄付金を課税所得から控除できるもので、法人の場合、課

税所得の 10%まで、個人の場合は 50%まで控除できる。そしてアメリカでは優遇措置を受ける際に必要となる法人格の取得が非常に容易である。一方日本では 1998 年 3 月に NPO 法が制定されたことにより、NGO の法人化への道が開かれたものの、税法上の優遇措置はまだ不十分である。NPO 法によって特定非営利法人と認められた NGO は法人税上、原則的に公益法人等とみなされるが、寄付金の損金不算入、法人税率については普通法人と同じ取り扱いになる。また特定非営利法人への寄付に対して控除制度は設けられておらず、これでは法人格を得たところで寄付者に何ら魅力を与えられない。日本の環境 NGO の財政を健全化させ、その活動を活発化させるためにはどうしても法人税、被寄付控除についての見直しが必要である。

(2) 市民バンクを経由する資金

環境問題の解決に向けて取り組む事業に限って融資をする、旧西ドイツ・フランクフルトの「エコバンク」の影響を受け、1989 年に永代信用組合と㈱プレス・オールターナティブが提携し、市民バンクは発足した。^{※15}既存の金融機関とは異なり、福祉や健康、教育、環境保護、国際交流など生活にゆとりを生み出す事業、社会的弱者を助ける事業、地域活性化に繋がる事業など、市民バンクの趣旨に合った事業に積極的に融資を行っている。つまり市民バンクはエコバンク同様、環境保全的企業への寄付を含む融資を行うものである。

融資条件は、担保の有無や事業業績よりもその事業の社会性、アイデアなどを重視する。この融資の主な資金源は「賛同貯金」である。これは、定期貯金、また MMC(Money Market Certificate)^{※16}で提携している信用組合に預けてもらい、その貯金利息を放棄する約束をしたものである。市民バンクはエコバンクと同様、本来得られる利益を放棄することから寄付的な性格をもつ。

1999 年 2 月現在、市民バンクの融資総件数は 95 件、総額は 5 億円となっている。今後、市民バンクには、地域に根ざしたコミュニティバンク機能の拡大、NGO・NPO などに多く融資することでそれらの活動を促進することが期待される。

4-3 その他エコマネーに準ずるもの

(1) 排出権取引に関わる資金

排出権取引は、1997年に開催された気候変動枠組み条約京都会議で導入が決定された。同会議では、2008～2012年の5年平均で、先進国全体の温室効果ガス排出量を1990年より5.2%削減することとし、国別の削減率が定められた。この削減率を達成できない国が、他の国から排出権を買い取り、割り当てを達成する仕組みである。各国が排出1トン分の証書を発行し、これを取り引きする。ある国が外国の証書を買集めれば、自国の排出量を算定する時にその分を差し引け、逆に排出権を売り出した国は実際の排出量に売った分を加算する。また、いったん買った証書の転売もできる。取引主体は国家に限らず、民間企業や個人、環境保護団体などに広く認められている。

排出権取引の価格が与えられることで、各国は削減に要する限界費用が価格に等しくなるまで排出削減する。しかしそれ以上削減しようとするとも限界費用が排出権価格を上回り、市場で購入した方が安くなる。このように排出権取引を導入することの最大の利点は、排出削減を最も安い総費用で達成できる点にある。また、90年以降に植林された森林によるCO₂吸収量が排出権として認められたり、環境対策の遅れている途上国への技術・資金面の援助によって排出権を取得することができる。従って、排出権の生産には直接的に環境保全にear-markされているという利点があることを認識している必要がある。この認識なくしては、排出権が導入された意味を失ってしまう。

排出権取引にはこの他にも途上国の火力発電所の効率改善などを技術・資金面で支援し、CO₂を削減した場合、一部を先進国の成果と見なし、排出権を取得できるクリーン開発メカニズムや共同開発^{※17}、炭素基金^{※18}、森林債^{※19}など排出権を取得するための様々な方法が提案されている。

排出権取引に関わる資金がエコマネーに含まれるか否かについて考察する。まず証券として流通している排出権を取得する場合、排出権を購入する為に費やされる資金は環境保全に対してear-markされていると言えない。また、排出権を自ら作り出し取得する場合、温暖化ガスを削減する必要がある。従って、ここでの資金は環境保全にear-markされていることになる。しかし、本来得られる利益を放棄していない点で市場原則に即した取引であり、先に述べた環境献身性を持つとは言えない。上記の理

由から、ここでの資金はエコマネーであるとは言えないが、今後の市場拡大の可能性を考慮すると決して無視することはできない資金だ。

(2) エコファンドに関わる資金

ここで述べるエコファンドとは、企業の環境対策の状況を銘柄選別の基準とする投資信託である。日本においても1999年の秋から第一生命、安田火災などで販売され、申込額が当初の予想の二倍を超える226億円あまりに達している。^{※20}

エコファンドの利点としては、第一に、環境に良いとされる企業に資金が流れやすくなり、環境に対する企業努力を促すことができる点、第二に、環境に良い影響を与えたいと考える投資家のニーズに応えることができる点、第三に、環境対策の進んでいる企業は業績面でものびることが期待され、投資家はよりよい配当を受けられる可能性がある点などが挙げられる。実際、欧米では投資全体の平均水準と同様、もしくはそれを上回る運用実績を上げている。

エコファンドが我々の定義するエコマネーに厳密な意味で当てはまらない理由として、単なる株式投資であるために、企業に直接資金が流れ、それが直接環境にear-markされているわけではないこと、また、一般にエコファンドは配当が良いものが多いので、投資家側に環境に対する意識があるか定かではないことが挙げられる。

しかし、エコファンドは環境に関する資金の中で特に注目されているものの一つであることは確かである。

5 エコマネーの今後の動向

エコマネーの今後を考察する上で、民間のエコマネーが政策的に誘導されない限り急激に変化することは考えにくい。そのため、ここでは政府の介入の有無、及び、その変化によってコントロールでき、又、その動員される資金の量からも環境に与える影響が最も大きいと考えられる政府系エコマネーや、政策について考察する。

まず政府介入には次のようなものがある。

- ① 環境補助金（減税などの税制優遇、環境ODAを含む）などの奨励的介入
- ② 直接規制や環境税などの罰則的介入

5-1 政府介入の拡大の場合

① 奨励的介入の拡大

環境事業団による低利融資や、NGO 事業補助金などの環境補助金の増加に伴い、企業の環境負荷削減対策が進み、他方で、環境 NGO の活動が活発になることが考えられる。その結果、企業活動における環境への配慮が向上し、環境に良い影響を与えることが考えられる。また、環境 NGO の活動の活性化により、地域に密着したものから国際的な環境問題の解決など、幅広い活動を担う環境 NGO を活性化し、市民全体に環境保全の考えを植え込むこととなるだろう。

次に、税制優遇の増加であるが、これは特に環境 NGO などの財務上の問題と絡んでくるものである。4-2 で述べたようにアメリカでは環境 NGO や寄付者への税制優遇が充実しており、そのことがアメリカの環境 NGO が日本のそれに比べ、大規模なものである理由の一つである。日本において税制優遇を充実させることで、企業や個人に寄付をするインセンティブを与え、資金確保が困難である環境 NGO の財政が改善され、活動が活発になることが考えられる。これは環境保全活動が前進することを意味する。

また、環境 ODA の増加に関しては、この場合その内容が特に重要である。4-1 の(2)で述べた有償資金協力の割合が多いといった問題点を解決した上で、現在特に環境問題が深刻な途上国への援助が増えることは、地球環境に対して大変良い影響を与えるだろう。

② 罰則的介入の拡大

直接規制の強化政策を受け、企業活動は否応なくその規制範囲内で行われなければならない、環境保全に対する効果は確実である。しかし、このような規制を行う場合、マクロ経済への影響などが反対意見として出されるが、日本版マスキー法^{*21}のように、その後自動車業界に良い結果をもたらしたのもあり、その産業において技術促進を促した場合、長期的に見れば経済に悪い影響を与えるとは言い切れない。

また、環境税の導入については海外の実施を例に挙げて考えてみる。環境税は、その負担の軽減を志向する企業や市民の環境保全的行動を促進させる為の税である。地球温暖化防止の為の炭素税が代表として挙げられ、近年、主にヨーロッパで実施されている。1991年に導入されたスウェーデンでは自然保

護庁が環境税に関してその効果を認めている。ノルウェーでも効果が認められ、環境税の導入によって、環境の改善が進む可能性は大きい。^{*22}ただし、マクロ経済への影響を配慮し、環境税をかけた製品について付加価値税を減免するなどのリバランス措置が必要である。

5-2 政府介入の縮小の場合

① 奨励的介入の縮小

環境事業団による低利融資や、NGO 事業補助金などの環境補助金の削減によって、環境 NGO は、その存在の維持すら難しくなることが考えられる。しかし、我が国の企業への環境補助金（そのほとんどが減税措置である）に関しては、1970年前後の公害法制の確立以降、企業の環境保全に対する意識の向上により、1980年代にはその役目を終えたと言える。

日本において環境 NGO などに対する税制優遇は、まだ不十分である。その為、税制優遇の削減は組織の財政を更に厳しくすることとなり、避けるべきである。

また、環境 ODA の削減により、途上国での環境対策が遅れることが考えられる。現在援助を必要としている途上国への ODA が削減されれば、どうしても環境に配慮した開発が行われなくなり、環境問題の深刻化につながることは確実である。

② 罰則的介入の縮小

直接規制の緩和によって企業活動による環境負荷の増大が考えられる。しかし、現在環境負荷の削減は、企業の業績を悪化させるものではないことは4-3の(2)で既に述べたエコファンドの普及からも明らかである。故に既存の規制を緩和する必要はない。

環境税に関しては、ヨーロッパの環境税で実証された効果を強めるためにも、環境税率の緩和は望ましくない。又、環境税を導入していない国々は積極的に導入をすべきである。なぜなら、奨励的介入の財源として税収を確保し、いわゆるグズ減税、パズ課税のリンケージを求められるからである。

6 提言

ここまで我々が五章で述べてきたことから、環境に対する政府介入が拡大すれば良いという結論に至りそうであるが、一概にそうとは言えない。

アメリカでは、環境政策の後退、停滞が見られたレーガン、ブッシュと続いた共和党政権時代の後の環境優先を掲げるクリントン政権となってから、環境 NGO が衰退した。これは、クリントン政権の誕生によって環境 NGO 側に緊張感がなくなり、そのことが運動の衰退の原因になったと考えられている。

※23

このような教訓から、政府は単に援助を増やせば良いのではないと言える。環境保全に対する政府の役割は主導的であるが、企業や市民の環境保全に対する自主性を阻害すべきではない。その為、政府は環境保全に関して本当に政府の援助が必要なものとそうでないものをはっきり区別する必要がある。

先進国政府に本当に必要とされるものとしては、現在最も環境問題が深刻であり、且つ、自国でその解決をなし得ない途上国への援助、つまり環境 ODA がある。又、それを補完すべき環境 NGO などへの援助も必要とされる。更に、これらの援助の財源として環境税の充実及び導入も真剣に検討されなければならぬ。

7 おわりに

以上、我々はエコマネーの内容を定義し、

- ①各種エコマネーの多様なルートをはっきりとすることができた。(4章エコマネーの現状「エコマネーフローの構図」参照)
- ②政策的にエコマネーのどのルートを変化させれば、環境保全が進むかについて、若干の知見を得ることができた。
- ③各国の環境政策の国際比較をする際に、エコマネーのあり方を基準として、各国の類型・区分が可能ではないかとの仮説を持つに至った。しかし、この仮説を実証するには、エコマネーの各ルート毎の計量的なデータが必要である。

注

1. 原生自然を含む自然公共財の質的劣化を予防し修復することをいう。
2. ここで言う社会的費用とは賠償費、修復費、予防費といったものを指す。
3. 資金提供機関として 1961 年 3 月に設立された。
4. 円建ての貸付で返済も円建てとなる。
5. 1974 年、外務省の特殊法人として発足された。
6. この公害防止事業団は、1992 年の公害防止事業

団法改正により環境事業団として改組される

7. 法人の場合は通常の寄付金とは別枠で損金算入ができ、個人の場合は 1 万円を越える分は所得の 25%を限度に所得税の寄付金控除を受けられる。
8. 以下の 3 つのどれかにあてはまるものをいう。
 - a. 我が国の NGO による開発途上地域の環境保全活動。
 - b. 海外の NGO による開発途上地域の環境保全活動。
 - c. 我が国の NGO による国内の環境保全活動で、地球環境保全に資するもの。
9. 希望により 30%から 100%まで可能である。
10. 正式名称は、国際開発協力関係民間公益団体補助金である。
11. 1972 年、OECD によって提唱され、国際的に環境政策の原理として普及している。「政府当局が必要と判断した汚染防止と制御装置に対して、汚染者がそれに伴う費用の第一次の負担者であるべきだ」という原則。
12. 国際機関に対する拠出金などをいう。
13. 二国間援助に関する各国の政策の調整、情報交換、重点施策の決定などを目的とする。米・英・仏・伊などにより代表されている。
14. 草野厚『ODA の正しい見方』ちくま新書 1997。
15. 現在、都内信用組合による東京市民バンク、伊丹市などと提携した伊丹バンクがある。
16. 市場金利連動型貯金：金利の上限が市場金利に連動する貯金のことをいう。
17. クリーン開発メカニズムと同様の支援を先進国(主にロシア)に対して行う。
18. 世界銀行が 1999 年度中にも創設する基金。集められた資金は途上国などで実施される省エネ対策などの温暖化プロジェクトに使用。温暖化ガス削減分は排出権として出資者に還元される。
19. オーストラリアのニューサウスウェールズ州が発行した債券。一口が 1000 h の植林に相当し、森林が吸収する分の CO₂の排出権が、年 10%程度の利回りと共に出資者に還元される。
20. 朝日新聞朝刊 1999 年 7 月 30 日。
21. 1978 年に制定された乗用車などの排ガスに含まれる窒素酸化物などの排出量を規定する法律。
22. 1987 年比で 94 年には CO₂の排出量が 19%減少し、そのうちの 60%が環境税による効果であ

- ると分析した。三橋規宏『環境経済入門』
日本経済新聞社 1998 年より。
23. 山村恒年編『環境 NGO その活動と理念』
信山社 1998 年より。

参考文献

1. 環境庁地球環境部編『地球環境キーワード事典』
中村法規 1997
2. 三橋規弘『環境経済学入門』日本経済新聞社
1998
3. 飯島伸子『環境社会学』有斐閣 1993
4. 植田和弘『環境経済学への招待』丸善 1998
5. 石弘光『環境税とは何か』岩波新書 1999
6. 石弘光『地球環境報告Ⅱ』岩波新書 1998
7. 植田和弘『地球環境キーワード』有斐閣 1994
8. 堀内行蔵編『地球環境対策』有斐閣 1998
9. A・シュネイバーグ、K・A・グールド共著
満田久義、戸田清 他 共訳
『環境と社会』ミネルヴァ書房 1999
10. C・R・ハムフェリー、F・H・バトル共著
満田久義、寺田良一 共訳
『環境・エネルギー・社会』ミネルヴァ書房 1991
11. G・ポーター、J・W・ブラウン共著 細田衛士監訳
『入門地球環境政治』有斐閣 1998
12. J・マコーミック著 石弘之、山口裕司共訳
『環境運動全史』1998
13. 草野厚『ODA の正しい見方』ちくま新書 1997
14. 財務省経済協力局編『ODA 白書 1998』
(財)国際協力推進協会 1998
15. 山内直人編『NPO データブック』有斐閣 1999
16. NGO 活動推進センター(JANIC)編
『NGO データブック 1996』JANIC 1996
17. 山村恒年編『環境 NGO その活動と理念』
信山社 1998
18. 日本環境協会編『環境 NGO 総覧 1996』
日本環境協会 1996
19. 諏訪雄三『アメリカは環境にやさしいのか』
新評社 1996
20. 金岡良太郎『エコバンク 貨幣自由化時代への誘
い』北斗出版 1996
21. (財)日本国際交流センター編
『アジア太平洋の NGO』(株)アルク 1998
22. 『日経エコロジー』日経 B P 社 1999 年 4 月号
23. 『日経 E C O 21』日経ホーム出版 1999 年 5 月号
24. 日本経済新聞 1999 年 5 月 15 日、6 月 9 日
7 月 8 日付
25. 朝日新聞 1999 年 6 月 23 日、7 月 23・30 日付
26. 毎日新聞 1999 年 6 月 16 日付
27. 読売新聞 1999 年 5 月 25 日付
28. HP/環境庁
29. HP/外務省
30. HP/郵政省
31. HP/JICA
32. HP/OECF
33. HP/GEF
34. HP/市民バンク・WWB ジャパン
35. HP/京大ユニセフクラブ
36. HP/環境事業団
37. HP/GOOD プロジェクト
38. HP/ボランティア・ポスト・インターネット